

審議会等の会議結果報告

1. 会議名	平成29年度 第3回松阪市景観計画改正検討委員会
2. 開催日時	平成29年9月22日(金) 午後1時30分から午後4時24分
3. 開催場所	松阪市本町2175番地2 松阪市介護認定審査会室
4. 出席者氏名	(松阪市景観計画改正検討委員) 浅野 聡(委員長)、中村 貴雄、宮本 公夫、 松田 ますみ、門 暉代司(委員長代理) (事務局) 建設部次長：長野 功 都市計画課長：長谷川 浩司 景観担当主幹兼景観係長事務取扱：山本 誠 景観係主任：新田 浩隆 景観係：亀谷 佳伸
5. 開催および非公開	公開
6. 傍聴者数	2名
7. 担当	松阪市建設部都市計画課景観係 電話 0598-53-4166 FAX 0598-26-9118 e-mail tos.div@city.matsusaka.mie.jp

平成29年度 第3回松阪市景観計画改正検討委員会議事内容

1. あいさつ

2. 議事

- (1) 太陽光発電施設の設置に関する景観形成ガイドラインについて【継続】
- (2) 松阪市景観計画見直し（中間案）について【継続】
- (3) 松阪市景観計画の運用状況について

3. その他

事務局 ・ 傍聴者入場の説明
・ あいさつ
・ 委員出席人数の確認
・ 配布資料の確認

事務局 それでは、委員長、議事進行をお願いします。

委員長 それではお忙しい中、第3回の景観計画改正検討委員会に出席いただきましてありがとうございます。それでは前回の視察結果も踏まえながら、引き続き、前半は太陽光発電の議論をしていきたいと思えます。資料に沿って説明をしていきますので、適宜ご意見ををお願いします。前回と同様に、時間がなくて十分意見が出せないことがありましたら、事務局にメールでご意見をいただければ、次回の会議でその意見を扱っていきたくと思えますので、よろしくをお願いします。事務局に確認ですが、前回の委員会以降に委員の皆さまから何かご意見などはありましたか。

事務局 追加の意見はございませんでしたが、質問をいただきましたので、後ほど回答したいと思います。

委員長 事項書に基づいて早速進めていきたいと思えます。今日は3つの議事があります。まず最初に(1)太陽光発電施設の設置に関する景観形成ガイドラインについて【継続】と、それを踏まえて、(2)松阪市景観計画見直し(中間案)について【継続】ということで、(1)と(2)は関連する内容ですので、一括して説明をしたいと思えますがよろしいでしょうか。また、今回1つ1つの資料を時間をかけて作っていただいていますので、全部の資料をまとめて質問するのは難しいと思えます。そこで提案ですが、資料の説明はまとまりのあるところで区切っていただきたいと思えます。説明を聞いていただいた上で、委員の皆さまからご意見を伺いたいと思えます。それでは事務局から、議事の(1)(2)の説明からよろしくをお願いします。

事務局 ・ 資料1(第2回の検討課題と対応方針)の説明

委員長 ありがとうございます。前回出された意見と、それに対する対応方針を説明していただきました。資料1に関して追加でご意見やご質問があればお願いしたいと思えますが、いかがでしょうか。

委員 2のところ、例示いただいた篠山市ですと2m以下という基準ですが、松阪市の3m以下という基準はどういった根拠でしょうか。

事務局 篠山市は届出実績で概ね2mで収まっていたことから設定されたとのこと。松阪市の全届出を確認したところ3mが最大でした。2m以下と設定すると松阪

における申請に対する影響が大きいこと、現状の最大高さである3mを超えてくると景観への影響も大きいと考えられることから、篠山市と同様に実績の数字から3m以下の基準を設定しました。また、補足としまして、篠山市での太陽光の届出はかなり少なく規模も小さいとのことで、これは発電の効率や立地条件が松阪市と異なるためと考えられます。

委員 3mという数字が随分高いように思いましたので質問しました。例えば資料6のもので何mでしょうか。

事務局 資料6の施設は、届出対象規模ではないのではっきりした数字はありませんが、パネルの上部までで4mは超えているものと思います。

委員 敷地に段差があるため、こういう状況になっていると考えられます。

委員長 前回視察に行ったところで何mくらいですか。

事務局 大きいもので2.何mで、3mはないです。3m以下というのは、ガイドラインで示し、景観形成基準としては、できる限り低くと定めることから、3mなら問題なしということではなく、できる限り現地形の形状にあうように配慮を求めていく対応を考えています。

委員長 高さの3mという基準は、何年かすると再度議論になると考えられるので、3mに決めた理由を、あとの担当者が分かるようにしっかり残しておいてください。篠山市では2mとなっていたが、篠山市は内陸部で日照などの関係で、松阪と比較して規模が大きなものは設置されていない状況があることが、担当者の話からわかった。対して三重県は日照が多いので、規模の大きいものが出てくることから、過去の実績値を踏まえて3mと決めた。

工作物の高さ3mというのは、建築基準法に照らしても明確な根拠を持ってくるのは難しいですか。

委員 2m以上は工作物ですが、今回は仮設というとらえ方ができるので、規制は難しいと考えられます。篠山市のガイドラインですと、敷地境界から1m以上離すという担保があって、更に隣接地が住宅地の場合は、もう少し配慮するということになっています。7番にありますように、松阪市の場合は隣地からの離し方を数値で示さないということで、3mの側が住宅地の方に配置される可能性があるため、そのあたりのところが心配です。

委員長 高さは3m以下とするが、1番高いところは住宅地から極力離すなどのように、組み合わせる書くということですね。それぞれの敷地の方角や面積によって異なりま

すが、考え方は書いておくべきです。

事務局 ガイドラインの「敷地境界からできる限り後退して配置」という表現を、「隣接する部分には高いところができる限り来ないように工夫する」という表現を入れるということでもよろしいでしょうか。

委員長 隣接地に何も無い場合もありますので、隣接する部分に住宅などのように配慮すべき建築物などがある場合など、いい表現を検討してください。

事務局 パネルから反射される光が周辺の気温を上昇させること、室内の温度が異常に上昇することが今問題になっています。基準で中々示せないですが、その場に応じた検討をしないと、高い方を避けて低い方を向けることで、住宅地に光が反射することになってしまいます。

委員長 つまり、周辺の状況と、高さによる圧迫感、反射による光害、温度上昇など総合的に配慮するように求めて、そこから先はケースバイケースの指導をする。高さだけに着目すると逆に問題が出てしまうことも考えられるので、組み合わせた書き方をするという提案をいただきましたが、そういう方向でよろしいでしょうか。

委員 前回の委員会のあと事務局に質問したのが、反射率は以前に比較して随分改善したという状況の中で、近隣の方が温度が上がるという話もあり、それを裏付ける数値が環境サイドにあるのかどうかということです。高さが近隣に与える影響として見た目だけではなくて、数値的に表せるものがあれば、ガイドラインなどにも付加できると考えました。

委員長 数値的なものはありましたか。

事務局 委員の質問の意図を環境課に伝えて確認しましたが、環境課にはそういう資料は過去のものも含めてないとのこと。ただ、窓口に提出される業者の資料には、環境対応や、反射を抑えているというような記載はありますが、それをまとめた研究資料はない状況です。

委員長 数字で示せるといいですが、どこの市も現状基準がない状態です。考え方を示しておいてケースバイケースで協議していくという状況です。

4番目の意見で、基本的にこの対応でいいと思いますが、「複数回にわたり太陽光発電施設を設置することが予定されている場合は」という表現は、事業者から当初は予定にはなかったと主張されると対象から外れてしまいます。また、事業者が同一でない場合などに柔軟に対応ができるような表現も検討してください。

事務局 委員長のおっしゃられたようにできる限り対象に含めていきたいという意図は持っていますので、「・・・などのように一連と捉えられる」というような表現にしていきたいと思います。

委員長 他に資料1ではいかがでしょうか。ではここまでで前回までの委員会の意見とそれに対する対応方針を確認させていただきました。それでは引き続き説明をお願いします。

事務局 ・資料2（法制度等の現状と課題）説明

委員長 ありがとうございます。前回一度説明していただきましたが、もう一度関連する制度の現状の課題と、その中で市に何ができるかということを整理してもらいました。この資料2に関して、委員の皆さまから確認したいことや、ご意見がありますでしょうか。

三重県の風力発電のガイドラインは運用されていないという表現が出てきますが、ガイドラインは存在するが運用されていないのか、ガイドライン自体が存在していないのかどちらですか。

事務局 三重県の風力発電のガイドラインは存在していません。

委員 では、「運用されていない」ではなく、「策定されていない」と訂正をお願いします。それから、2ページのFIT法のところでは「三重県太陽光発電施設の適正導入に係るガイドライン」と記載されているので、「景観計画に関連したガイドラインは策定されていない」としてください。

事務局 失礼しました。資料の誤りで、2ページのFIT法のところでは「三重県太陽光発電施設の適正導入に係るガイドライン」は存在しません。

委員長 もう一点表現に関して、1、2ページ目の（4）課題に、「設置規制できない」とありますが、景観法は設置規制そのものは主目的とはしていないが、景観形成基準を厳格化することで、実質設置できなくすることも可能です。「原則設置規制するものではないが、景観計画の趣旨と照らし合わせて、一定の条件のもとでは設置規制に準じた対応をすることも可能」などのように、表現してください。

委員 例えば、景観重点地区というのは住民の同意というのが前提となっていますが、太陽光に関しては、住民の同意というのはどうなのでしょう。住民の同意を得て重点地区というのが決まったので、所有者の意向もありますが、前提として住民の同意というのはどうでしょうか。

事務局 景観計画全体としては、パブリックコメントなどを経て、住民の概ねの同意を得る方向となります。委員のおっしゃった重点地区での同意となると、住民自身のルールとして制限案が出てくれば、手続きを進めていくことが可能です。ただ、そもそも存在を否定するということに対して、住民全体の同意を得られるかどうかという疑問もあります。

事務局 住民の同意ということに関して、住民全員の同意というのは現実的に無理な話ですので、自治会長の同意書を添付させるということが考えられます。同意するにあたって、道路から見えない反対側の屋根ならよいなど、判断基準や、判断する側の負担というところも考えられます。

事務局 建築物に関しては、住民の組織が関わってその内容を判断する事例があったように思います。

事務局 資料の9番の「地区住民との協議」という記載に関しては、法定手続上、景観形成基準の変更に関しては、再度地区住民の3分の2以上の同意を得て、景観審議会にかける必要があるという意味合いで記載しています。委員のおっしゃった案件ごとの住民同意は難しいかということですが、

委員 案件ごとというよりも、せめて近隣住居の同意を求めてはということです。

事務局 篠山市の場合、まちづくり条例の中で、景観ガイドラインに適合しているかを住民に説明するように定めています。篠山市のように手続きを条例化するまでいかないと、案件ごとに1軒1軒近隣の同意を求めるという運用は難しいと考えます。

委員 今建っている家が壊された跡に、太陽光パネルが並ぶ可能性も考えられるので心配です。

委員長 今回のガイドライン案では、重点地区においては、地上型太陽光パネルの設置は避けるようにとして、指導ができるように持ってきました。先ほどの委員や事務局の話は、来年度重点地区の景観形成基準を見直すかどうか、もう1段階上のものを目指すかどうかというご意見になります。景観形成基準に書けばよりはっきり規制できますし、そうでなければガイドラインに基づいて、できるだけそういうことがないように話し合いをしていく、というどちらかになります。ただし、景観形成基準を見直す場合は、太陽光発電だけではなく、他のことと併せて全体として住民の皆さんと決めていく方がいいと思います。

では、9番にあるように、来年度引き続き議論していきますので、資料3のガイドラインでどこまで書くかというところでご意見をいただければと思います。では、他に資料2のところでは何かご意見はございますか。ないようですので、説明を続け

てください。

事務局 ・資料3（太陽光景観形成ガイドライン（案））説明

委員長 このガイドラインは最終的に写真やイラストは入らないのですか。

事務局 イラストなどが無い状態を想定していました。三重県も具体例を入れているところはありましたので、示すべきところがあれば入れることは可能です。

委員長 資料1のところで篠山市や京都市ではイラストを入れて作成しています。太陽光に関しては、景観形成基準を一部見直し、ガイドラインも作成しますが、景観形成基準にはあまり細かいことは書かないので、ガイドラインには補足する写真などは入れた方がいいと思いますが、例示はなくてもよろしいですか。

事務局 業者に配布や伝える際にある程度資料として1枚にまとまっているものを想定していました。別紙として例示をまとめて必要に応じて配布を可能にするよう検討します。

委員長 基本は景観計画に記載して、その基準を解説するというのが原則です。ただ、景観形成基準だと細かいところまで書きにくい場合や、数年経過すると対象の評価が変わるなど流動的な場合もあつたりします。このように詳細に記述するのが困難な場合や、根拠となる基準が示されていないなどの場合には、ガイドラインに記載するという対応を行っていると思います。今回の太陽光発電も景観形成基準には最低限の基準を記載して、そこから先はガイドラインにたくさん記載することで幅広く協議できるようにしています。

先ほど事務局がおっしゃったように、ガイドライン本体は配布できるようにA4一枚位にまとめておいて、そこに参考資料やトラブルとなった案件や問題になった例などをまとめたものを、後から足せるようにしておくといいですね。

委員 例えば2ページの2の(1)⑦「屋根からの突き出し」という表現など、京都市のように具体例があると素人でもわかるようになります。特に⑦、⑧に具体例が入るとわかりやすくなると思います。

事務局 委員がおっしゃる通りだと思いますので、どのように追加するのか検討し、出させていただきますと思います。

委員長 イラストを入れるとした場合、委員会でもう一度審議可能ですか。それとも、委員会が終わったあと持ち回りで皆さんの了解を得ますか。

事務局 審議会は第4回まで予定しております。

委員長 最終的な確定は今日ではなくて、11月で大丈夫ということですね。

事務局 今日の段階で議案の結論がまとまってくれば、イラストの件のみ持ち回りで行うことも可能です。

委員長 パブリックコメントをかけるのは来年ですか。

事務局 審議会を経てからになります。

委員長 もうしばらく検討委員会での議論ということですね。最後に次回に持ち越すのか、持ち回りにするのか決めたいと思います。資料3のところで他に何かありますか。それでは資料3としては、骨格のところはほぼこれで問題なく、一部文章の表現でわからない場合はイラストや写真をつけるかどうかという点が課題となります。

事務局 ・資料4（景観計画見直し中間案）説明

委員長 ありがとうございます。ただ今説明のありましたとおり、赤字のところが修正されたところになります。こちらのところで何かご意見があればお伺いしたいと思います。先ほど出した意見と関連するんですが、景観形成基準をマイナーチェンジして追加するので、来年度景観形成基準の解説書のところにイラストが出てくると考えていいですか。

事務局 はい。

委員長 他にはいかがでしょうか。先ほど説明していただいた資料3のガイドライン案と、資料4の景観形成基準見直し案ですが、先ほど出た補足意見について、次回までにどう対応するかというところだけ保留とさせていただいて、それ以外のところは問題ないということで事務局の原案どおり進めていただければと思います。

資料5は読んでおけばいいですか。補足の説明はありますか。

事務局 ・資料5（他団体の表現まとめ）説明

委員長 資料5のところで何かご質問などありますか。私から確認ですが、京都市が高さを3mと決めた理由はわかりますか。京都市は全般的にとてもよく考えていますので、松阪市で3mと決めた理由を説明するとき役に立つと思いますので、京都市に確認をお願いします。

他いかがでしょうか。資料5は前回配布いただいた資料を抜粋して再度まとめて

もらったものです。1 ページ目のところに全体的な特徴がわかるようにまとめて直してもらっていますので、追加でご意見などがあれば事務局に出していただければと思います。

それでは確認ですが、議事の（１）（２）に関しては、イラストのところを除いて原案のとおりで、最終的に次回の委員会で承認されたものを、景観審議会に案として示すということで進めていきたいと思っています。

委員長 議事の（３）に入りたいと思います。事務局の方から資料 7 をもとに説明していただけるとと思いますので、よろしくお願いします。

事務局 ・資料 7、8（松阪市景観計画の運用状況について）説明

委員長 ありがとうございます。次回以降景観計画の中身の見直しをするにあたって、今まで取り組んできたことの振り返りと、景観計画で見直していこうというポイントは今まで審議会でも議論してきていますので、その確認ということで、資料 7、8 を説明していただいたという状況です。具体的な検討は次回以降始めていきたいと思いますが、資料 7、8 で確認したいことやご質問があれば伺いたいと思います。

委員 中万地区の空き家について、いかに利用するか、街づくりにつなげていきたいというような議論が、地元の方、時々帰ってみえる方、東京の事業者の間で行われていると思いますが、最近の中万地区の意見交換の状況を知りたいと思います。

事務局 月 1 回まちなみ保存委員会が開催されており、事務局も参加しています。歴史的建造物の修繕も含めて、今年中万市が復活されます。民泊関係でちくま味噌の竹口さんの動きもあるようですが、詳しくは把握していません。また、宝くじの補助金で地区の掲示板が作成されました。

委員 中万市に関して、私の友人も小さいころ母親に連れられて行ったことがあり、大変に賑わっていたことを覚えていました。ただ、当時の写真までは持っていないらしく、地元の方ならそういった写真や資料もあると思いますが、その辺を含めてしっかりいい方向に進めてもらえるとありがたいと思います。また空き家について、日本橋の関係でおそらく横の意見の交換をしてみえると思いますが、元祖松阪商人の地ということで、その辺の対応していただきたいと思います。

委員 昨日射和の公民館で文化財の話をしてきたんですが、残念ながら射和の方ではほとんど動きがないような状況です。中万と射和で 1 つの重点地区候補となっていますが、射和には中心的な方がみえず進展していないこと、一方あれだけ中万が一生懸命やって盛り上がっていることを考えると、射和を待つのではなく、切り離して考えていく必要があるのかなと感じました。

また、中心部の中央住民協議会と、幸のまちづくり協議会と一緒にあって、歩いて楽しい道づくり協議会を立ち上げています。ここで、原風景を残そうということだろうと思うんですが、殿町地区の同心町の中の古いお宅を何軒か候補物件として、文化財指定は難しいので、景観重要建造物指定はどうだろうとリストアップしてみえるんです。向こうからあげていただければインパクトが強いし、こういう動きとこちらの方と相乗効果があればと思いました。

事務局 「中万・射和」地区ということで以前から景観重点地区の候補地とはなっていますが、射和地区の方は地元の祭りに重点がいており、まちなみの委員会自体が機能していない状況にあるようです。事務局も中万のまちなみ保存活動を中心として考えている状況です。また同心地区では景観重要樹木、景観重要建造物の話も出ていたので、話に入っていきたいと思います。

委員長 今出された意見は、来年以降の見直しの際に対応していければと思いますので、よろしくをお願いします。

委員 市が特定行政庁ということで、法律に則って厳粛に対応するのが基本だと思いますが、歴史的な地域においては、しっかり一歩踏み出す姿勢が必要ではないかと私は感じております。

委員長 委員が指摘されたとおり、引っかかる法律はわかっている、特に中心市街地の防火対策は常に引っかかりますが、行政の裁量でできることも多いので、松阪市でどれだけできるのかを、今年度から来年度の見直しで議論していきたいと思います。今後の議論の内容になりますが、適用除外の条例を作る自治体が増えてきていますし、松阪市は特定行政庁なので、建築基準法の緩和も、景観計画の見直しもどちらもやれるというのはすごく強みだと思います。なるべく門戸を広くして色々な物件を救っていけるように対応できたらと思います。重要なご指摘ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

では、資料7で今まで審議会で議論してきた内容を確認していただいたということでよろしいですか。今後景観計画の全体的な見直しに進んでいきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

ここで、景観計画改正検討委員会は、閉会とさせていただきたいと思いますが、よろしいですか。では、今日出された意見を踏まえながら、先ほどまとめた通り次回事務局で進めていただければと思いますので、よろしくをお願いします。